

# 4月のほけんだより

令和5年 第269号

呉市役所  
こども施設課  
0823-25-3144

くれ子育てねっと ほけんだより  
<https://kure-kosodate.com/service/829.html>



かかりつけ医と相談し、  
予防接種のスケジュール  
をたてましょう！！



## 予防接種と登園基準について

### なんのために予防接種をうけるの？

うまれたばかりの頃は、母親からの抗体（免疫）があるため、風邪などをひきにくいのですが、あかちゃん自身の免疫は未熟なので、感染症にかかってしまうと重症化しやすくなります。母親からの免疫は、数か月でなくなってしまいうため、生後2～3か月を過ぎた頃から、さまざまな感染症にかかりやすくなります。

予防接種の目的は、感染症にかかる前に免疫をつけ、感染症にかからないようにしたり、かかってしまっても重症化しないようにするためです。

### 任意予防接種って？

任意予防接種は「予防接種法」に規定されていないワクチンのことです。費用の負担はありますが、定期予防接種とおなじ、重要なワクチンです。

必ずではありませんが、予防できる病気にかからない、かかっても軽く済ませるためにも、できるだけ接種するようにしましょう。

### おたふくかぜ

12か月以降からです。小児科の先生は、1歳と年長児の2回の接種をすすめています。保育所など集団生活に入る子は早めに接種しましょう！

### インフルエンザ

生後6か月以降から、毎年秋ごろから受けます。2週～4週間隔で2回打ちます。

### 予防接種法に基づく予防接種の一覧とスケジュール例（出生後～7歳6か月まで）

ワクチン名	接種回数	無料で接種できる期間												標準的な接種期間												接種
		0歳	1か月	出生6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	1歳	6か月1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	6歳7か月					
ヒブ	4				生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始した場合												初回：生後12か月に至るまでの間に、27日以上の間隔で3回 追加：3回目終了後、7か月から13か月までの間隔をおいて1回									
小児肺炎球菌	4				生後2か月から7か月に至るまでの間に接種を開始した場合												初回：生後12か月に至るまでの間に、27日以上の間隔で3回 追加：3回目終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12か月から15か月に至るまでの間に1回									
B型肝炎	3				生後2か月に至った時から9か月に至るまでの間に、27日以上の間隔で2回、1回目からの接種から139日以上の間隔をおいて1回																					
ロタウイルス	ロタリックス	2			出生24週まで												初回：生後2か月に至った日から、出生14週6日後までに1回・・・27日以上の間隔をあけて2回									
	ロタテック	3			出生32週まで												初回：生後2か月に至った日から、出生14週6日後までに1回・・・27日以上の間隔をあけて2回、さらに27日以上の間隔をあけて3回									
四種混合 (DPT-IPV) ・ジフテリア (D) ・百日咳 (P) ・破傷風 (T) ・ポリオ (IPV)	4				【第1期】 1期 初回：生後2か月に達したときから、12か月に達するまでの間に20日から56日の間隔で3回 1期 追加：3回目終了後、12か月から18か月までの間隔をおいて1回 ☆百日咳にかかったことがある人は、4種混合の代わりに2種混合 (DT) を受けることもできますので、医療機関にお問い合わせください。												【DT第2期】 1回接種 11歳以上13歳未満									
BCG	1				生後5か月に達したときから、8か月に達するまでの間に1回																					
MR混合 (麻しん風しん混合)	2				【第1期】 1期：生後12か月から24か月に至るまでの間に1回												【第2期】 2期：小学校就学前 (年長児) の1年間に1回									
水痘 (みずぼうそう)	2				1回目：生後12か月から15か月に達するまでの間に1回 2回目：1回目終了後、6か月から12か月までの間隔をおいて1回																					
日本脳炎	3				【第1期】 1期 初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの間に、6日から28日までの間隔をおいて2回 1期 追加：2回目終了からおおむね1年後、4歳に達した時から5歳に達するまでの間に1回												【第2期】 1回接種 9歳以上13歳未満									

◇生ワクチン  
生きて細菌やウイルスの毒性を弱めたもの  
◇不活化ワクチン  
病原体を殺菌し、免疫をつくるために必要な成分だけを取り出して作ったもの

## 登園基準について

保育所（園）・幼稚園における感染症発生時には、6歳以上を対象とした学校保健安全法に準じた登園（所）基準で対応することとされています。しかし、幼少で感染症に対する抗体保有率も低く、予防接種も不完全な保育所（園）・幼稚園児には、予防・管理の面で十分ではないと考えられ、呉市地域保健対策協議会 小児保健検討小委員会で改訂され、次のように分けられました。

### ① 登園（所）許可書

医師に集団生活に支障が無いと診断され、医師に登園（所）許可書を記入してもらい、登園（所）する。

- ・百日咳 ・麻疹（はしか）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・風疹（三日はしか）
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・アデノウイルス咽頭炎・扁桃炎
- ・結核 ・溶連菌感染症
- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）
- ・流行性角結膜炎
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・RSウイルス感染症（1歳未満と重症のみ）
- ・ヒトメタニューモウイルス感染症
- ・帯状疱疹

※インフルエンザは現在、登園（所）許可証や罹患証明書は不要となっています。

### ② 登園（所）届（保護者記入）

医師の診断を受け、保護者が記入し登園する。

- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ



### ③ どちらも不要

医師の診断を受け、必要な対応や配慮をしたうえで登園する。

- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）
- ・アタマジラミ
- ・伝染性軟属腫（みずいぼ）
- ・突発性発疹
- ・疥癬

